

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性従業員が能力を最大限に発揮し、長期的にキャリアを形成できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

株式会社トーヨーワーク 行動計画

1. 計画期間

令和8年（2026年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

2. 当社の課題

□当社で就業する多数の有期雇用スタッフについて、雇用の安定と中長期的なキャリア形成支援をさらに推進する必要がある

目標1：女性のキャリアアップおよび雇用の安定化支援として、計画期間内に女性の有期雇用スタッフから無期雇用スタッフへの転換を計2名以上行う。

<対策>（目標達成のための対策実施時期）

●令和8年（2026年）4月～

労働契約法に基づく無期転換ルールの要件や自社の転換制度について、対象となる女性有期雇用スタッフへの案内・周知を強化する。

●令和8年（2026年）10月～

無期雇用への転換を見据え、対象の女性スタッフに対するキャリア面談を実施し、長期的な就業に向けた不安の払拭や希望条件のヒアリングを行う。

●令和9年（2027年）4月～

要件を満たし、希望する女性スタッフの無期雇用への転換を順次実施・運用する。